

# 一時保護時の司法審査に係る試行運用（案） について

令和5年12月20日

こども家庭庁 支援局 虐待防止対策課

こどもまんなか  
こども家庭庁

## 1. 実施の趣旨・目的

### ① 児童相談所の人員体制強化に係る検討

- 一時保護時の司法審査の導入（令和7年6月施行予定）により、児童相談所において新たに増加すると見込まれる一時保護状の請求に向けた事務負担・作業量等を適切に把握し、児童福祉司、法務担当事務職員等について、児童相談所の人員体制強化に係る検討を行う。

（※）令和4年12月の児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議において策定された「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」について、令和7年の一時保護時の司法審査の導入に向け、必要に応じて見直し、児童相談所の体制強化を図ることとしていることなどを踏まえ、必要な検討を行う。

### ② 「一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル（案）」の試行・検討

- 一時保護時の司法審査（令和7年6月施行予定）の導入に向け、「一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル（案）」について、実務的な観点から試行・検討を行う。

⇒ 試行運用を通じて明らかとなった実務上の課題等については、令和6年夏頃～秋頃に予定している同マニュアルの確定に向けて、マニュアル（案）の記載内容の見直し、追加の検討等を行う。

## 2. 具体的な実施内容

- ～令和6年春頃にかけて、10カ所程度の自治体に協力を得て、当該自治体内で進行している複数の実際の事案について、「一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル（案）」に沿った対応を試行的に実践してもらう。
  - 具体的には、一時保護状の請求を行うまでの流れを踏まえ、以下のような対応を試行的に行う。
    - 一時保護の要件（府令該当性及び一時保護の必要性）の検討
    - 児童及び親権者等の人定資料の取得・確認
    - 児童の意見又は意向の確認
    - 児童及び親権者等への説明、親権者等の同意及び意見の確認
    - 一時保護の要件を裏付ける資料の取得
    - 一時保護状請求書その他の裁判所提出資料の作成・準備

(※) ただし、児童や親権者等への説明は現行制度のもので実施。

(※) 事後請求の場合は、一時保護状の請求までの7日間の時間制限を踏まえて実施。
  - 実際のケースワークを通じて生じた実務上の課題、一時保護状の請求のために要した事務作業の時間・人員等について各自治体から報告を受ける。
- ⇒ 児童相談所の人員体制強化に係る検討及び「一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル（案）」の試行・検討を図る。

# 新たな児童虐待防止対策体制総合強化プランのポイント

(令和4年12月15日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定)

「児童虐待防止対策の更なる推進について」(令和4年9月2日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)に基づき、児童相談所や市町村の体制強化を計画的に進めるとともに、児童虐待防止対策を更に進めていくため、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を策定する。

## 対象期間：令和5年度から令和8年度まで

<児童相談所>	令和4年度実績	目標	増員数
児童福祉司	5,780 人程度	→ 6,850 人程度 (令和6年度)	令和5・6年度で + 1,060 人程度
児童心理司	2,350 人程度	→ 3,300 人程度 (令和8年度)	令和5～8年度で + 950 人程度

(注) 令和4年改正児童福祉法によるこども家庭センターについて、令和6年度の発足に向け、必要な体制等について検討を行うとともに、令和5年中に設置目標を定める。

※ 令和4年改正児童福祉法による一時保護開始時の司法審査の令和7年度までの導入を含め、「児童虐待防止対策の更なる推進について」等を踏まえ、必要に応じ、本プランの見直しを検討する。